

土地区画整理事業の第3回事業計画の変更について

このことについて、立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業の第3回事業計画の変更を別紙のとおり公告しましたので、お知らせいたします。

なお、変更内容は次のとおりです。

変更事項	事業施行期間	資金計画（事業費）
変更前	平成13年1月22日から <u>平成32年3月31日まで</u>	<u>13,957,900千円</u>
変更後	平成13年1月22日から <u>平成37年3月31日まで</u>	<u>14,709,500千円</u>



武蔵村山市公告第111号

公 告

土地区画整理事業の事業計画（第3回変更）の決定

立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業の事業計画（第3回変更）の変更をしたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記事項を公告する。

平成28年7月21日

武蔵村山市長 藤野 勝



記

- | | |
|---------------|----------------------------------------|
| 1 土地区画整理事業の名称 | 立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業 |
| 2 施行者の名称 | 武蔵村山市 |
| 3 施行地区 | 武蔵村山市本町一丁目及び榎三丁目の各地内 |
| 4 事業施行期間 | 平成13年1月22日から
平成37年3月31日まで |
| 5 事業所の所在地 | 武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市役所（都市整備部区画整理課） |
| 6 変更の内容 | 事業施行期間及び資金計画の変更 |
| 7 変更年月日 | 平成28年7月21日 |



武蔵村山市公告第112号

公 告

土地区画整理事業の事業計画（第3回変更）の縦覧

立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業の事業計画（第3回変更）において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、下記の事項を公告する。

平成28年7月21日

武蔵村山市長 藤野



記

- 縦覧場所 武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市役所（都市整備部区画整理課）
- 縦覧時間 午前9時から午後5時まで